

# 国家戦略特別区域制度の活用

- ・国の認定を受けた区域において、法律の規制が緩和される国家戦略特別区域制度のメニューを活用（道路の占用基準の緩和）
- ・規制緩和を受けた路上において、民間事業者が主体となった活動を積極的に進めることで、「MICEの魅力向上」や「ウォークラブルなまちづくり」を推進（主体となる民間事業者：福山駅前開発株式会社）

## 特区制度の認定区域



JR福山駅南側



アイネスフクヤマ前歩道部分  
延長：約110m  
幅員：約 7.5m

## 主な取組（予定）

### ○休息・交流の場の構築

- ・テーブルや椅子等を常設したオープンカフェ
- ・飲食物を販売する屋外店舗の設置や移動販売車の誘致



テラス席の設置

（※写真はイメージ）



移動販売車の誘致

### ○路上における賑わいづくり

- ・デニムなどの地域特産品をテーマにしたマルシェの定期的な開催
- ・大道芸大会やアニメを題材にしたイベントなどの実施



マルシェの開催



イベントの実施

## 今後の予定

特区制度の区域認定  
(2020年(令和2年)12月)

道路の占用・使用に係る手続  
(道路管理者, 警察)

認定区域の活用開始  
(2021年(令和3年)3月以降 開始見込)